売払い契約書

高松市(以下「売払人」という。)と契約事業者(以下「買受人」という。)とは、令和6年度高松市南部クリーンセンター廃羽毛布団売払いについて、次の条項により売買契約を締結する。

(目的)

第1条 本契約は廃羽毛布団の再資源化を目的とし、買受人は、別紙の仕様書に基づき、業務を行う。また、買受人は、廃羽毛布団を日本国内にある自社又は関連会社の工場で、再生処理を行い、原則、国内で消費するものとする。ただし、国内で消費できないものについて、売払人の承諾を得た場合は、この限りでない。

(総則)

第2条 売払人は収集した廃羽毛布団を、南部クリーンセンターで保管し、買受人に売渡しするものとする。契約期間中、予定数量に関わらず、売払人は全量売却し、買受人はこれを全量購入するものとする。なお、予定数量を下回る場合、売払人は、何らの責任を負わないものとし、その全量を売買する。

(契約期間及び履行期間)

第3条 契約期間及び履行期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。 (売払い単価等)

第4条 本契約における廃羽毛布団の売払い単価は、表1の単価表のとおりとする。

羽毛充填量	単価(税込)
(ダウン率50%以上)	(廃羽毛布団1枚当たり)
1 k g以上	OOO用
1 k g 未満	000円

表 1 単価表

(※上記単価は消費税及び地方消費税を含む。)

(引渡条件)

第5条 買受人が品質を確保するための回収袋を準備し、売払人が廃羽毛布団を回収袋に入れ保管する。保管された回収袋は、買受人又は買受人が指定する運搬業者が積み込み、買受人の施設に運搬するものとし、引渡しの際の作業及び運搬費用等、引取りに要する費用は買受人の負担とする。ただし、買受人が別に引渡方法を提案し、本市が承諾する場合は、この限りでないものとする。

(数量確認)

第6条 廃羽毛布団の数量確認は、枚数で数えるものとする。その数量については、買受人が

作成する引取報告書をもって、双方が確認するものとし、その枚数に疑義があるときは、売 払人と買受人とが誠意をもって協議した上で、確定するものとする。

(売払い代金の納付)

- 第7条 買受人は、売払物品の代金を、売払人の担当課が四半期毎に発行する納入通知書により指定する期日までに高松市指定金融機関へ納入しなければならない。
- 2 買受人は、前項に規定する期限内に代金を完納しなかったときは、当該期限の翌日から未 支払金を納付する日までの期間の日数に応じ、当該未支払金額に年2.5パーセントの割合 を乗じて得た金額を遅延損害金として売払人に支払わなければならない。

(権利義務の譲渡等)

- 第8条 買受人は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ売払人の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 買受人は、業務を行う上で得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の 担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ売払人の承諾を得た場合は、この限り でない。

(秘密の保持)

- 第9条 買受人は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らし、又は他の目的に利用してはならない。履行期間の終了後又は第14条から第18条までの規定により売払人若しくは買受人がこの契約を解除した後も、同様とする。
- 2 買受人は、売払人の承諾なく、この契約を履行する上で得られた図書等(業務を行う上で 得られた記録等を含む。)を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。

(調査)

第10条 売払人は、必要と認めるときは、売払物品の引き取り状況につき、調査をし、又は、 買受人に対して報告を求めることができる。

(契約の変更等)

- 第11条 売払人は、必要がある場合には、契約業務の内容を変更し、又は契約業務を一時中 止することができる。この場合、売払いの単価又は契約期間を変更する必要があるときは、 売払人と買受人とが協議して書面によりこれを定める。
- 2 前項の場合、買受人が損害を受けたときは、売払人は、その損害を賠償しなければならない。賠償額は、売払人と買受人とが協議して定める。

(損害の負担)

第12条 当該業務において生じた損害(第三者に及ぼした損害及び天災その他不可抗力による損害を含む。)は、買受人が負担するものとする。ただし、売払人の責めに帰する理由による場合には、この限りでない。

(不当要求行為を受けた場合の措置)

- 第13条 買受人は、この契約の履行に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 暴力団等から不当要求行為を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに売払人に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。
 - (2) 暴力団等から不当要求行為による被害を受けた場合は、速やかに売払人に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
 - (3) この契約について下請業者又は再委託業者がある場合においては、当該業者が暴力団等から不当要求行為を受け、又は不当要求行為による被害を受けた場合は、買受人に報告するよう当該業者を指導し、その報告を受けたときは、売払人に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。
- 2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げるところによる。
 - (1) 暴力団等 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律 第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号及び次条第6号において同 じ。)、暴力団関係者 (暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員以外の者で、暴力団と関係を持ちながら、その組織の 威力を背景として同法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力 団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。次条第6号において同じ。)その他不当要求行為を行う全ての者をいう。
 - (2) 不当要求行為 不当又は違法な要求その他この契約の適正な履行を妨げる一切の不当 又は違法な行為をいう。

(売払人の催告による解除権)

- 第14条 売払人は、買受人が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
 - (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
 - (2) 履行期間内に完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
 - (3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(売払人の催告によらない解除権)

- 第15条 売払人は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
 - (1) 買受人がこの業務を完了させることができないことが明らかであるとき。
 - (2) 買受人がこの業務の完了の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

- (3) 買受人の債務の一部の履行が不能である場合又は買受人がその債務の一部の履行を拒 絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達す ることができないとき。
- (4) 業務の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、買受人が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、買受人がその債務の履行をせず、売払人が前条の催告を しても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかである とき。
- (6) 買受人が第17条又は第18条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (7) 買受人が、次のいずれかに該当するとき。
 - ア 代表一般役員等(買受人の代表役員等(買受人が個人である場合にはその者を、買受人が法人である場合には代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。)をいう。以下このアにおいて同じ。)、一般役員等(法人の役員(執行役員を含む。)又はその支店若しくは営業所(常時業務等の委託契約を締結する事務所をいう。)を代表する者(代表役員等に含まれる場合を除く。)をいう。)又は経営に事実上参加している者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団関係者であると認められるとき。
 - イ 代表一般役員等が、業務に関し、自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を 図るため又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団又は暴 力団関係者を利用したと認められるとき。
 - ウ 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、 物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認められるとき。
 - エ 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有して いると認められるとき。
 - オ 再委託契約又は資材等の購入契約(以下「再委託契約等」という。)を締結する場合 等において、その相手方がアから工までのいずれかに該当する者であることを知りなが ら、再委託契約等を締結する等当該者を利用したと認められるとき。
 - カ アから工までのいずれかに該当する者と再委託契約等を締結する等当該者を利用して いた場合(オに該当する場合を除く。)において、売払人が当該再委託契約等を解除す る等当該者を利用しないよう求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。
 - キ この契約に関し、買受人が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和2 2年法律第54号。以下この号において「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反 し、又は買受人が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反

したことにより、公正取引委員会が買受人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下この号において「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)。

- ク この契約に関し、納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく 排除措置命令(これらの命令が買受人又は買受人が構成事業者である事業者団体(以下 このク及びケにおいて「買受人等」という。)に対して行われたときは、買受人等に対 する命令で確定したものをいい、買受人等に対して行われていないときは、各名宛人に 対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。ケにおいて「納付命令又は排 除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- ケ この契約に関し、納付命令又は排除措置命令により、買受人等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が買受人に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- コ この契約に関し、買受人(法人にあっては、その役員及び使用人を含む。サにおいて同じ。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- サ この契約に関し、買受人の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。
- (8) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

(売払人の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第16条 売払人は、第14条各号又は前条各号に定める場合が売払人の責めに帰すべき事由 によるものであるときは、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(買受人の催告による解除権)

第17条 買受人は、売払人がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(買受人の催告によらない解除権)

第18条 買受人は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除すること

ができる。

- (1) 業務の中止が履行期間の10分の5 (履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が契約の履行の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の契約の履行が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。(買受人の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)
- 第19条 第17条又は前条各号に定める場合が買受人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、買受人は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(売払人の損害賠償請求等)

- 第20条 売払人は、次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償 を請求することができる。
 - (1) 買受人が履行期間内に業務を完了することができないとき。
 - (2) 第14条又は第15条の規定により、この契約が解除されたとき。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、買受人が債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務 の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、買受人は、賠償金として、売払い単価に予定数量を乗じた額の10分の2に相当する額を売払人の指定する期間内に支払わなければならない。
 - (1) 第14条又は第15条の規定により業務の完了前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 業務の完了前に、買受人がその債務の履行を拒否し、又は買受人の責めに帰すべき事由によって買受人の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 買受人について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律 第75号)の規定により選任された破産管財人
 - (2) 買受人について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年 法律第154号)の規定により選任された管財人
 - (3) 買受人について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年 法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合 とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして買受人の責めに帰 することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、売払人が損害の賠償を請求する場合の請求額は、売払い単価に予 定数量を乗じた額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額とする。
- 第21条 買受人は、第15条第1号から第4号までのいずれかに該当するに至ったときは、 売払人がこの契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、売払い単価に予定数量

を乗じた額の10分の2に相当する額を売払人の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、この契約が完了した後においても適用があるものとする。
- 3 前2項の規定は、売払人に生じた損害の額が第1項に規定する賠償金の額を超える場合 においては、売払人がその超過額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(買受人の損害賠償請求等)

- 第22条 買受人は、売払人が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害 の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に該当する場合がこの契約及び取引上の 社会通念に照らして売払人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
- (1) 第17条又は第18条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

(賠償金等の徴収)

第19条 買受人がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を売払人の指定する期間内に 支払わないときは、売払人は、買受人から遅延日数につき年2.5パーセントの割合で計算 した額の延滞金を徴収する。

(立入検査)

第20条 買受人は、売払人が業務の実施状況について立入検査が必要と認めるときは、これ に応じなければならない。

(疑義等の決定)

第21条 この契約について疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、 売払人と買受人とが協議して定める。

この契約を証するため本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年4月1日

売払人 高 松 市 高松市長 大 西 秀 人 ⑩

買受人 所 在 地

氏名・名称 及び代表者

(EII)